

令和7年度 第7回

高野町農業委員会 定例会

# 議 事 錄

令和7年12月17日開催

高野町農業委員会

# 令和7年度第7回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日 令和7年12月17日(水)
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開会場所 高野山テレワークセンター（旧管理棟）
- 出席委員 2番 柳葵 3番 木村金男 5番 梶部起左子 6番 西辻政親  
7番 井手上治己 8番 上田静可 9番 井阪晴美  
以上 7名出席
- 欠席委員 1番 森脇伸宜 4番 泉平和廣 10番 下名迫勝實  
以上 3名欠席
- 出席推進委員 山本 和英  
以上 1名出席
- 欠席推進委員 真野 弘和  
以上 1名欠席
- 事務局員 事務局長 田輪 文香  
事務局員 松本 齊 溝端 英人
- 議事事項
  - ・議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の決定について
  - ・報告第5号 農地利用状況調査結果について
  - 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - その他
- 議事内容 次のとおり

\* \* \* \* \* \* \* \* \* 午前10時00分開会 \* \* \* \* \* \* \* \* \*

事務局(松本 齊) 定刻となりましたので、令和7年度第7回高野町農業委員会定例会を開催致します。

さて、本委員会ですが、本日の出席委員7名 欠席委員3名となっております。

欠席委員の内訳としましては1番森脇委員、4番泉平委員、10番下名迫委員、眞野推進委員の4名となっております。

高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超えておりますので、本日の本委員会は成立していますのでご報告いたします。

それでは、事務局長よりご挨拶お願ひいたします。

事務局長(田輪文香) おはようございます。

師走を迎え、皆さまお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

本年も残すところあとわずかとなりましたが、皆さま方にはこの一年を通じてご尽力いただき誠にありがとうございました。

最近は寒さが一段と厳しくなり、インフルエンザも流行しております。

高野山一帯でも流行しており、私自身も先週インフルエンザにかかり、一週間ほどお休みをいたしましたところです。

どうか皆さまにおかれましても、体調管理には十分ご注意ください。

来年もまた、皆さまのお元気なお顔を拝見できることを願っております。

それでは、どうぞ良いお年をお迎えください。

事務局(松本 齊) ありがとうございます。

つづきまして、高野町農業委員会会議規則第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長よりご指名頂いております。

本日の署名委員は、5番 梶部委員・6番 西辻委員にお願いします。

つづきまして議長の選出について、高野町農業委員会会議規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくお願ひします。

議長 はい、あらためましておはようございます。

先ほど事務局長からもお話がありましたとおり、ここ数日で急に寒さが厳しくなってまいりました。

インフルエンザなども流行しておりますので、どうか皆さまにおかれましては体調管理に十分ご留意ください。

年末を迎え、何かと慌ただしい時期ではございますが体に気をつけながら、本年の締めくくりと、来年に向けて引き続き頑張っていきたいと考えております。

それでは、次第に沿って行います。

議案第12号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の決定について」事務局より説明願います。

事務局(松本 齊)

議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の決定について

農業経営基盤強化促進法第17条の規定により、別表農用地利用集積等促進計画の決定について意見を求める。

令和7年12月17日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵  
議案の4ページをごらんください。

今回の申請は…件で継続でございます。

整理番号7—10、農地の所在、………… 他…筆です。

登記簿は…、現況地目は…。合計面積は…………平方メートル。

権利設定は……です。

利用権の設定をするもの住所 氏名、…………、  
…………氏です。

貸借をうける者の住所 氏名、…………、  
…………氏です。

利用目的は…です。期間は…年です。……でございます。

つづきまして、整理番号7—11、農地の所在、…………  
他…筆です。

登記簿は…、現況地目は…。合計面積は…………平方メートル。

権利設定は……です。

利用権の設定をするもの住所 氏名、…………、  
…………氏です。

貸借をうける者の住所 氏名、…………、  
…………氏です。

利用目的は…です。期間は…年です。……でございます。

以上です。ご審議お願いします。

議長

ただいま 事務局より説明等がありました、ご意見ご質疑等ございませんか。

木村委員

……さんのところにつきましては…と記載されていますが、…ではないでしょうか。たしか、作られているのは…ではありませんか。  
あそこは…だったと思います。

議長

…ですね。…のところになりますね。

事務局(松本 齊)

……さんのところにつきましては、…筆すべてでしょうか。申請上は…となっていましたので。

木村委員

…さんのところの…の上です。あそこは昔から…だと思いますし、現在も…

を作っています。

事務局(松本 齊) …の項目を・に修正いたします。失礼しました。

議長 ご意見等が ないようですので、議案第12号については「可決」とします。

続きまして、報告第5号「農地利用状況調査結果について」事務局より説明願います。

事務局(松本 齊) 報告第5号 農地利用状況調査結果について

このことについて農地法第30条第1項の規定に基づき実施した、令和7年度農地利用状況調査について、別紙のとおり、調査結果を取りまとめたので報告する。

令和7年12月17日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵

令和7年度の利用状況調査の結果について集計いたしましたので報告いたします。

議案書の6ページから12ページをごらんください。

この調査結果ですが、農地法第32条第1項第1号の農地、いわゆる1号遊休農地を掲載しております。各農業委員・推進委員の皆様の調査票の中から、A分類や1号遊休農地とされる再生利用が可能な農地を掲載しております。よって、これまでの調査で既に山林化されていると判断された農地については別途計上しておりません。

本年1号遊休農地と判断した農地は266件、15.58ヘクタール、昨年は316件、18.89ヘクタールでした。また、新たに発生した1号遊休農地は60件で3.53ヘクタール、昨年は69件で5.14ヘクタールとなりました。

また、1号遊休農地の解消は71件で5.06ヘクタール、昨年20件で1.46ヘクタールでした。

この60件については、ことしの利用意向調査の対象となりますので、農地法第32条に則り調査を実施し、最終、国に対して公表する数字となります。

また、これまでの調査で山林化等非農地に相当する農地については、今後、非農地判断を行っていきたいと考えていますので委員の皆様の現地調査等、よろしくお願ひいたします。

以上です。

議長 ただいま事務局より説明等がありましたか、ご意見、ご質疑等ございませんか。

事務局(松本 齊) 農地利用状況調査の結果について、参考までに申し上げますと、耕作地そのものが大きく増えたというよりは、耕作管理が行われている農地が増えた感じしております。

実際、富貴の移住者の方による新たな耕作も一部で見受けられましたが、町全体としては、これまで草刈りが行われていなかった農地において、草刈りなどの管理が再開されている事例が目立っております。

今回の調査結果としては、そうした箇所が復旧・解消されたものと判断しております。

耕作そのものの本格的な再開には至っていないケースも多いものの、保全管理に取り組んでいただいている地区が増えているというのが現状です。

議長 現在、地区に移住者が入られ、耕作やその周辺の草刈りを行っていただいており、大変良い傾向だと思います。

ご意見等がないようですので、報告第5号について「同意」とします。

続きまして、報告第6号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」事務局より説明願います。

事務局(松本 齊) 報告第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届出があつたので報告する。

令和7年12月17日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵

本案件は、1件です。

14ページに記載の通り、受付番号・の申請者の住所  
は、…………、…………氏です。

農地の所在は…………を含む計…筆の相続による農地の権利取得の届出がありました。

農林水産省の定めにより、事務局長専決事項として、申請者に受理通知書を交付します。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。

ただいま事務局より説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

ご意見等がないようですので、報告第6号について同意とします。

以上をもって、今日の議案は終了しました。このほかになにか事務局より連絡事項はございませんか。

事務局(松本 齊) 別紙として、「令和7年度…収穫のご報告」および「農作業事故にご注意を！」のチラシを添付しております。

「令和7年度…収穫のご報告」につきましては、当課所管の…………である…………氏の取組および成果について、当課職員が実績の概要を一覧に取りまとめ、委員会の皆様にご覧いただけるよう資料を作成いたしました。

…氏が耕作・借受している農地は決して多くはありませんが、…の…をはじめ、地域の方々が相互に助け合う形で農地の提供や分け合いを行い、地域ぐるみで取り組まれていると伺っております。

…氏も、こうしたご協力を大変ありがとうございます。

…は作物の性質上、連作ができず、耕作後には一定期間土地を休ませる必要があります。

そのため、地域住民の皆様による農地提供は、助け合いの一環として非常に有効であり、…氏からも大変助かっているとの報告を受けております。

今後、…地区においてご協力いただける農地がございましたら、役場觀光振興課までお声がけいただければ幸いです。

なお、農地の貸借に伴う農地法関係の手続きにつきましては、当課において確認いたします。

このような地域のご協力は、高野町としても、また…氏にとっても大変ありがたいものであり、今後とも引き続きご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

もう一件としまして、農作業中の事故防止についてご報告いたします。

農作業における事故は、果樹の管理作業中における脚立からの転落や、

トラクター等運転中の事故などが多く発生しております。農作業を行われる際には、十分に安全対策を講じていただき、事故防止にご留意くださいまսようお願いいたします。

このたび先日配布されました県および国の方針を踏まえ、農作業事故防止に関する内容をチラシとして取りまとめ、皆様にご報告することとしております。

日頃の作業において、改めて安全意識の向上にお役立ていただければと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございます。そのほかになにかございませんか。

事務局長(田輪文香) 昨日の議会において、高野町火災予防条例の一部改正が行われました。最近、山火事が発生しなかなか鎮火しなかった事例があったことを受け、野焼きや草を燃やす行為について、消防本部への届出を求める内容が条例に盛り込まれました。

煙が出ている場合に火災と誤解されないよう、事前に消防本部へ報告していただきたいという趣旨です。

なお、消防本部が野焼きの可否を判断するものではなく、あくまで行為についての「届出・把握」を目的としています。

野焼きや焚火、ごみ焼き等の可否につきましては、従来どおり生活環境課の判断となりますが、今回この条例が可決されたことから今月または来月を目途に回覧等により周知を行う予定です。

今後は、「このような行為を行う予定がある」という旨を、事前に消防本部

へ連絡していただく形になると考えております。

農作業における刈草の焼却についても判断が必要となります、消防本部としては特に規模の大きい野焼きを行う場合には、火災と誤認されないよう、事前に一報を入れてほしいとのことです。

回覧が配布される予定ですので内容をご確認のうえ、ご理解とご協力を  
お願ひいたします。

議長 はい、ありがとうございます。どうしても農作業においては、刈草や剪定枝などを焼却する場面もありますので火災防止のため、例えば降雨後に実施するなど十分ご注意いただきたいと思います。

事務局(松本 齊) 農作業に伴う野焼きについては、農業上やむを得ず必要な場合に限り、例外的に認められているとされています。

最近いろいろとありますと、もしかすると私の認識が古い部分もあるかもしれません。

事務局長(田輪文香) いろいろなケースがありますが、基本的には燃やす行為は禁止というが原則になります。

議長 以前、私も自分の畠で燃やしていて、指摘を受けたことがあります。

事務局長(田輪文香) 強風時や乾燥した状況が重なると、消えたと思っていても、灰をどかすと内部がまだ赤く燃えている場合があります。

そのような状態から飛び火するおそれもあるため、予防の観点からも啓発を行っていきたいと考えています。

生活環境課としては、一律に「野焼きは禁止です」とアナウンスしています。ただし、山中ではなく住家の近くで行われ、周辺住民に煙やにおいが届き、不快に感じられた時点で問題となるケースが多く、苦情対応は生活環境課が行っています。

上田委員 そういう中で、本来燃やしてはいけないものまで燃やされている場合もあるのでしょうか。

事務局長(田輪文香) 詳細は把握しておりませんが、草を生やして肥料にするなどの方法も含め、場合によっては判断が難しい部分があります。

また、「かつらぎ町では行われていると聞く」といった声もあり、明確な線引きが分かりにくい状況です。

上田委員 区別した基準など、はっきりとしたものがあればよいと思います。可能であれば示してほしいです。

- 事務局(松本 齋) 現状では、明確な基準はないのではないかと思われます。
- 事務局長(田輪文香) 基準を明確に定めてしまうと、すべてができなくなってしまう可能性もあり、その点が難しいところです。私たちが簡単に判断できることではありませんが。
- 上田委員 野焼きをしていると、住民の方がすぐ苦情の電話を入れたりします。すぐに職員が確認に来たりしますね。
- 事務局長(田輪文香) 苦情があった場合には、「少し控えてください」といった指導を行うことになります。
- 上田委員 しかし、農作業には必要なものもありますし、認められているケースもあるのではないでしょうか。
- 事務局長(田輪文香) 例えば、宗教行事に伴うもの、護摩やお札を燃やす行為などについては、申請を行った上で実施されています。  
今後しばらくは、この件について広報等で周知していくことになると思います。
- 西辻委員 かつらぎ町でも、同様のケースは多いと聞いています。  
また、もみ殻については、早朝から燻製器などを使用して処理している例もあります。
- 事務局長(田輪文香) 田を耕作されている方が多いと感じております。稲わらを自然乾燥させている農家も多く、また、果樹(柿)の剪定後に出る枝葉などもあります。  
問題となるのは、燃やしたまま放置することで煙が発生し、周辺への影響や火災につながるおそれがあるケースであり、野焼きを行う場合であっても、必ず人が付き、最後まで適切に管理することが重要です。
- 木村委員 富貴地区などにおいて畑で燃やしている場合は、あそこだなど分かるのですが、以前、山が燃えているという連絡があり確認を行ったところ、山の裾で楓の枝を剪定し、それを燃やしていたことがありました。  
住民の方がきれい好きで、…を燃やしていたため…が多く、その時期に群馬県で山火事が発生していたこともあり、大騒ぎになったことがあります。  
確認に行った際には、…………、…………ほしいとお願いしました。
- また、支所に連絡し火事ではないかとの問い合わせがあった場合に対応

してもらえるか確認しました。

農業には一定程度、野焼きが必要な面もあり、特に柿の場合は殺菌、殺虫を兼ねて行うこともあります。

事務局長(田輪文香) そ の判断基準については難しいところですので、一度、生活環境課や消防本部と相談し、資料等があれば皆様に提供したいと考えています。  
燃やすなと言っても、実際には燃やされているのが現状です。

木村委員 私たちも野焼きを行う際は、区域を囲って、灰が飛散しないようトタンを敷設するなど、十分注意して対応しています。

事務局長(田輪文香) 今後、回覧等で気になる点があれば、関係課と協議し情報共有を行っていきたいと考えています。

議長 ほかにご意見はございませんか。  
ないようですので、これで会議を終了したいと思います。

\* \* \* \* \* \* \* \* \* 午前10時25分閉会 \* \* \* \* \* \* \* \* \*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の  
正当なことを証するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

会長

署名委員 5番

署名委員 6番